



基安労発 1105 第 3 号

平成 25 年 11 月 5 日

一般社団法人全国建設業協会 担当役員 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について

標記につきましては、除染等業務等に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理するための制度の設立に向けて、関係元請事業者による「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」（別添 1 参照）において検討が進められています。今般、別添 2 及び別添 3 のとおり、本年 11 月 15 日を目途として、同検討会の中間とりまとめがなされる予定です。

厚生労働省としては、本制度は、除染電離則及び電離則に定める被ばく管理を円滑かつ確実に実施するために有益であると考えており、中間とりまとめがなされた後に、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号）の改正等により、除染等業務等に従事する事業者に対し、本制度への参加を促す予定です。

中間とりまとめでは、当面、対象は国の発注の除染等業務等（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）を行う事業者に限定されていますが、今後、地方自治体（環境省からの支出委任を受けた国の機関を含む。以下同じ。）発注の業務を行う事業者にも適用を拡大することが検討されています。

つきましては、制度の周知のため、下記事項に留意の上、会員事業場に周知いただきますようお願いいたします。

おって、中間とりまとめ後の対応につきましては、あらためてお知らせいたしますので申し添えます。

記

1 本制度の実施に関する留意点

- (1) 本制度は、本年 11 月 15 日を目途として発足することとされているが、

当面、国直轄の除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）及び事故由来廃棄物等処分業務を行う事業者に対象を限定していること。

(2) 国が発注する特定汚染土壌等取扱業務を行う事業者の制度参加のあり方については、現在関係省庁と協議中であること。

(3) 地方自治体が発注する除染等業務を行う事業者の制度参加のあり方については、次に掲げる方法を念頭に、環境省及び関係地方自治体と協議の上、進めていく予定であること。

ア 除染特別地域における除染等業務については、放射線管理手帳、線量登録・経歴照会、被ばく線量記録等の引渡しの全てに参加すること

イ 除染特別地域以外における除染等業務については、離職後の被ばく線量記録等の引渡しのみについて参加すること

2 本制度に関連する発注業務及び財政措置

(1) 国直轄の除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）については、環境省により、発注書仕様書等の必要な改訂がなされる予定であること。

(2) 地方自治体が実施する除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）については、環境省により必要な財政措置がなされる予定であること。